

(実態報告)

長崎県小値賀町におけるイサキ漁業管理の現状と課題

鳥居 享 司

国際島嶼産業研究 創刊号 別刷

2018年6月

長崎県小値賀町におけるイサキ漁業管理の現状と課題

鳥居享司（鹿児島大学水産学部）

Present Situation and Problems of Three-line Grunt management in Ojika of Nagasaki Prefecture

TORII Takashi (Faculty of Fisheries, Kagoshima University)

Abstract

In Japan, fishery operators have been conducting fishery control activities to maintain stability in the level of resources, which is crucial to sustainable fishery management. Lately, several fishery operators are actively utilizing scientific knowledge developed by research institutes and taking a sophisticated approach toward fishery control. Additionally, findings reveal the utilization of information and information technology in fishery control. However, there have been cases that reveal that a decline in the number and aging of fishery operators has reduced the eagerness for fishery control activities, and hence, there has been an emphasis to change and improve this scenario.

This study clarifies the influence that this decline in the number and the aging of fishery operators has on fishery control. As a case for discussions, the study chose to focus on the control of chicken grunt fishing in Ojikacho, situated in the Nagasaki Prefecture.

The analysis of the research reveals that fishery organizations have set up regulations regarding the use of fishing grounds and established a system that allows several fishery operators to use a limited fishing ground without any trouble. In addition to these efforts, these organizations have been developing a method to ship fresh chicken grunt for securing as much profit as possible from limited catches.

However, it has become clear that the decline in the number of fishery operators necessitated the reexamination of the system pertaining to the use of fishing grounds. Considering this, it has become necessary to discuss fishery management not only from the viewpoint of coping with the growing pressure to limit the number of catches and adjusting the use of fishing grounds by fishery operators but also from that of redistributing fishing grounds and resources among existing fishery operators to maintain fishing capacity.

Keywords : Aging, Fishery management, Use coordination of fishing ground

1. はじめに

漁業経営の持続性を確保するには、資源水準の安定が重要であることから、漁業者による漁業管理が広く行われてきた。近年では、研究機関による科学的な知見を漁業者が積極的に活用しながら、漁業管理の取り組みを発展させるケースも数多い。さらに、情報や IT 技術を活用した漁業管理を行う取り組みもみられる¹⁾。ただ、漁業管理に積極的に取り組む事例が存在する一方で、漁業者の減少や高齢化に

よって、漁業管理の取り組みが弱体化するケースも散見されるようになった²⁾。

本論では、長崎県小値賀町のイサキ漁業管理をとりあげ、イサキ漁業管理の推移と展望を明らかにしたい。小値賀町では、漁業者によってイサキ漁業管理が積極的に行われてきた。さらに、漁業管理の取り組みは漁獲努力量と漁獲量の抑制につながることから、品質管理の徹底による高単価出荷の取り組みが並行して行われてきた。しかし、漁業者の高齢化と減少などの状況変化によって、漁業管理をめぐる新たな課題も浮上しつつある。

2. 長崎県におけるイサキ漁業と漁業管理の概要

1) 漁業操業の概要

長崎県は、東シナ海および対馬海峡に面し、数多くの島嶼を有する。周辺海域には豊富な水産資源が存在し、小型底曳網、刺網、定置網、一本釣り、採貝藻、クロマグロや真珠養殖を中心とする海面養殖などが営まれている。

漁獲される水産物のうち、アジ類、サバ類、ウルメイワシ、クロマグロ、タイ類、イサキ、アナゴ類、サザエなどの漁獲量は全国1位にあり（2012年度）、漁業生産の盛んな県であることが分かる³⁾。資源管理の取り組みも積極的に行われており、公的規制（漁業調整規則、委員会指示、漁業許可など）に加えて、漁業者による自主的管理措置も各地で実施されている。

長崎県において、イサキは釣り漁業（自由漁業）、吾智網（知事許可漁業）、大型定置網（定置漁業権に基づく漁業）、小型定置網（共同漁業権に基づく漁業）、中型旋網（知事許可漁業）などによって漁獲されている。イサキの年間漁獲量は、1990年以降1,500トンから2,000トンで安定的に推移してきたが、2008年以降、やや減少しており、1,000トンほどで推移している（図1参照）。漁獲されるイサキのうち、40%から60%が釣り漁業、10%から15%が吾智網、10%から20%が定置網による。

2) 漁業管理の概要

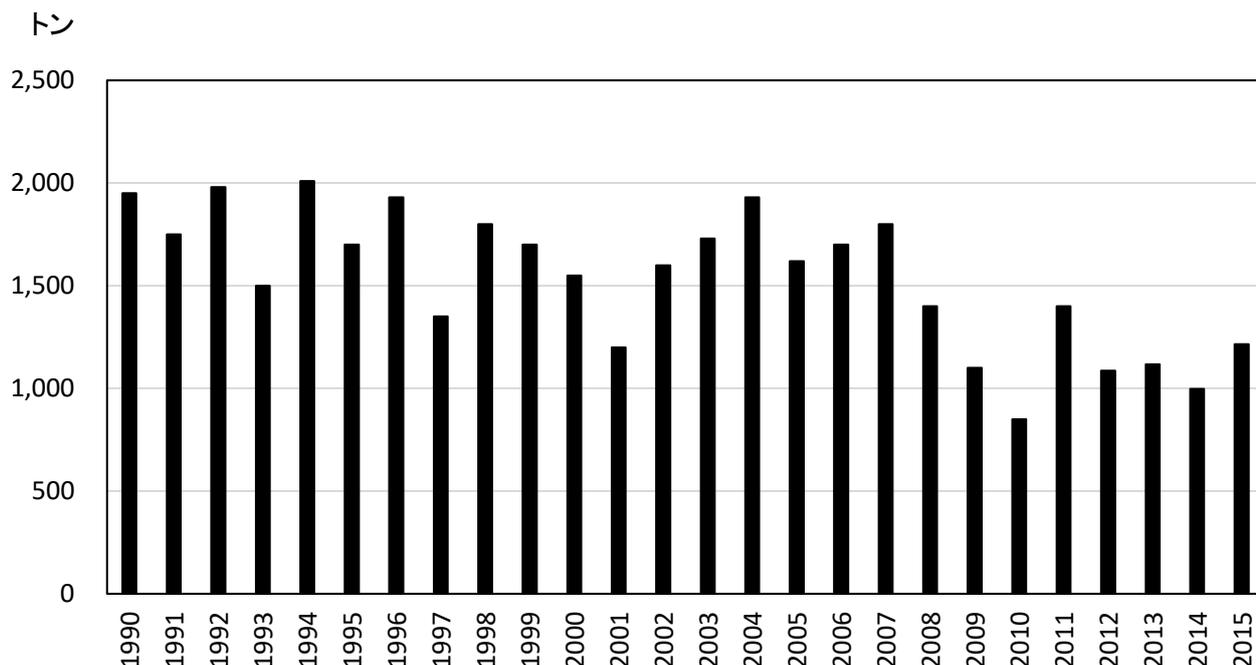
長崎県では、2011年3月に策定した「長崎県資源管理指針」より、イサキが管理対象魚種とされた。その内容は、従来までの公的規制や各地での取り組み内容をベースにしたものである。

イサキは釣りのほか、吾智網、大型定置網、小型定置網、中型旋網などで漁獲されている。資源管理指針によると、イサキの資源量は減少傾向を示しており、「資源の回復」が目標とされている。

資源を回復させる管理措置として、漁業調整規則、免許内容、制限・条件の遵守などの公的規制の遵守が必要であるとしている。集魚灯を用いたイサキ一本釣りについては、長崎県漁業調整規則において釣り漁業（イカ釣りを除く）に使用できる集魚灯の消費電力が「対馬市を除く長崎県の最大高潮時海岸線から8海里以内では6kw」と定められており、イサキ夜釣りもこれに従うことが求められる。中型旋網については、漁獲対象がアジ、サバ、イワシに制限されており、イサキは対象外とされている。吾智網については、操業区域が制限されている。

資源管理指針では、こうした公的規制に加えて、漁業者による自主的な管理措置が必要であるとしている。漁業種類ごとの資源管理措置として、定置網については箱網の目合拡大、吾智網については休漁（北松地区）、イサキ一本釣り（集魚灯を利用するもの）については漁具や漁獲物について規制が必要であるとしている。

図1 長崎県におけるイサキ漁獲量の推移



資料：農林水産統計年報

3. 小値賀町におけるイサキ漁業と資源管理の取り組み

1) 地域の漁業概要

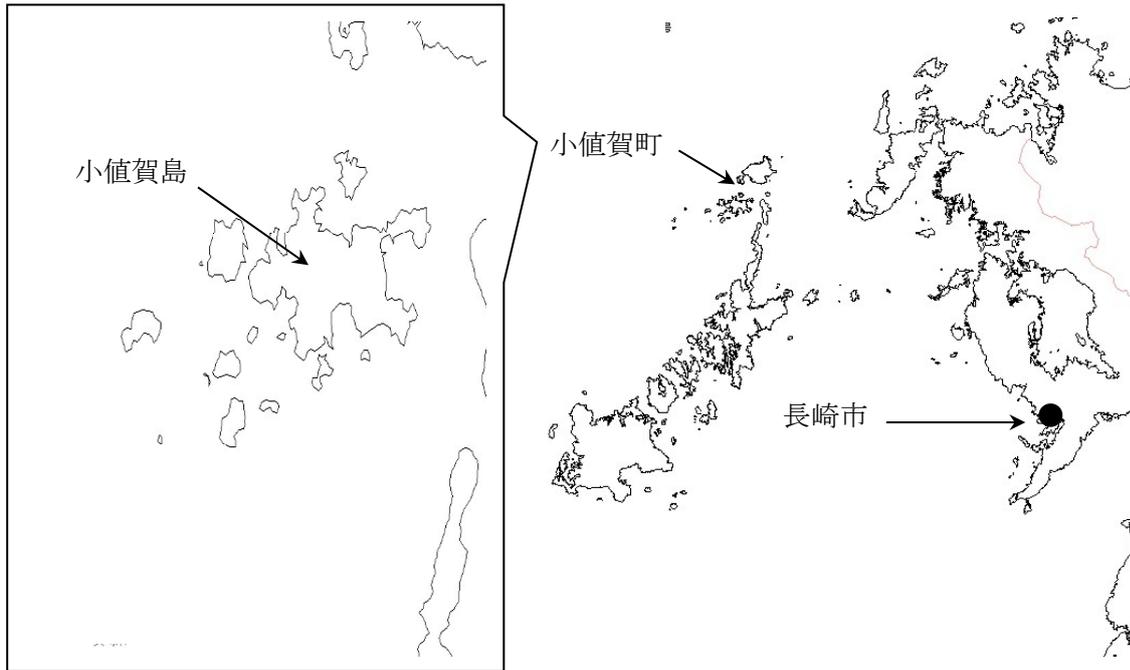
小値賀町は長崎県五島列島の北部に位置しており、小値賀島を中心に斑島、大島、黒島、六島、納島、野崎島からなっている（図2参照）。1940年ごろには1万人を超える人口を抱えていたが、2015年12月現在、約2,600名まで減少している。小値賀町には、2006年に小値賀町漁協（小値賀町）と宇久漁協（旧・宇久町、現・佐世保市）が合併した「宇久小値賀漁協」が存在する。2015年3月31日現在、正組合員194名、准組合員467名、合計661名の組合員が所属している。年齢構成をみると、60歳代と70代で全体の80%に達しており、全国平均（48.2%）よりも遙かに高齢化がすすんでいる。

2014年度の年間水揚げ金額は8.8億円である。かつては、小値賀町漁協単独でも年間20億円ほどを記録していたが、近年は8億円から12億円を推移している。おもな漁業種類は、一本釣り、採貝採藻、刺網、延縄、曳縄である。2014年度の水揚げ金額を漁業種類別にみると、多い順に一本釣り（3.9億円）、延縄（1.4億円）、養殖（1.1億円）、刺網（0.9億円）、定置網（0.6億円）のようになっている。

かつては、アワビなど磯根資源を対象にした操業が基幹漁業のひとつであったが、藻場の喪失や違法採捕（いわゆる密漁）などによってアワビ資源は大幅に減少している。長崎県総合水産試験場や水産業普及指導センターなどと協議した年間漁獲量の取り決め、海士連合会による口開け日の設定、自主監視船による密漁監視、ガンガゼの駆除、種苗放流などの漁場・資源管理を行ってきたが、アワビの資源水準は回復していない。

漁協には漁業種類ごとに漁業者組織が存在する。漁船漁業を営む漁業者で組織する小発動連合会（146名；本所）のほか、海士連合会（59名；本所）、建網組合（44名；本所）、フグ延縄組合（6名；本所）、タチ会（43名；本所）、漁協女性部（50名；本所）、タチ部会（11名、宇久支所）、海士部会（15名；宇久支所）が組織されており、資源管理や高鮮度出荷などの取り組みが行われている。

図2 長崎県小値賀町の位置



2) イサキ漁業の発展の経緯と現状

小値賀島周辺海域では、戦前より沖縄からイサキ追込漁に来る漁業者もみられるほどイサキ資源に恵まれていた。一方、小値賀の漁業者は、ハガツオを対象に曳き縄釣りを行っており、イサキは「混獲魚」として扱われることもあった。

当地区においてイサキ釣りが本格化したのは1960年代以降である。イサキ追込漁が衰退する一方、イサキ釣りが広まっていった。3月から5月にかけて、疑似餌を用いた昼間のイサキ曳き縄釣りが行われるようになった。

さらに、熊本県牛深方面において集魚灯を用いたイサキ釣りが行われていることを知ったA氏は、見様見真似で集魚灯を用い、夜間のイサキ釣りを開始した。その結果、イサキが一晚で200kgから300kgあがるだけでなく、ブリやヒラスなども漁獲できることもあったとのことである。その様子を見た周囲の漁業者も徐々に水中灯を用いたイサキ釣りを行うようになった。こうして3月から5月は昼間の曳き縄釣り、それ以外は夜間の一本釣りによってイサキが漁獲されるようになった。

夜間釣りが始まった当初、イサキ漁場は特定海域に集中していた。イサキ漁業を行う漁業者が増加するに従って漁船が過度に集中し、操業に支障を来すようになった。漁場利用をめぐる争いも発生するようになり、後述する「小発動連合会」で協議の末、優良漁場の利用は交代制となった。さらに、新たな漁場の開拓を行う漁業者もみられるようになった。ただし、新漁場の開拓は容易ではなく、イサキを釣ることができず、代わりにイカを釣って凌ぐ漁業者もみられた。また、集魚灯の強さや灯し方をめぐってもトラブルが発生するようになったことから、小発動連合会で協議し、漁船間の距離や光力制限などについて自主規制を設けることとなった。

現在では、小値賀と宇久においてイサキを漁獲する漁業者は40名から50名ほど存在する。集魚灯を用いた一本釣りによる漁獲が中心であり、盛漁期は5月から7月である。

漁業者は、イサキの漁獲を開始する1ヵ月ほど前から集魚灯を用いてイサキやエサを集める。漁期に

入ると、日の入り前に出港し、アンカーをかけて漁場のうえに漁船を停泊させる。漁場利用は、そこを開拓した漁業者が優先され、毎年同じ漁場でイサキを漁獲する漁業者が多い。他人が開拓した漁場には近づかないことを原則としている。また、他の漁業者が集魚した魚群を奪ったり、漁船同士が衝突したりすることを避けるため、漁船間の距離も定められている。

日没後、集魚灯を用いてイサキの餌を集め、疑似餌を用いてイサキを漁獲する。撒き餌（オキアミなど）を用いると漁獲物の価値が下がることから、その使用は禁じられている。翌朝、帰港して出荷の準備を行う。いずれの漁業者も漁港までイサキを活かして持ち帰り、氷締めした後に、共同出荷を行う。漁協所有の運搬船を用いて佐世保港まで輸送、その後の荷割りは長崎県漁連が行う。

年間の漁獲金額は、イサキを多く漁獲する漁業者で月間 80 万円から 100 万円、年間 500 万円から 600 万円ほどである。1 回あたりの操業に燃油を 40 リットルから 50 リットル、漁場が遠い漁業者は 70 リットルから 100 リットルほど用いる。

3) 漁業者によるイサキ漁業管理

(1) 管理組織の役割

当地区において漁業の秩序を形成する役割を担っているのが「小発動連合会」である。小発動連合会は 1963 年に発足された組織であり、漁船漁業者の大半が加入している。各漁業地区に小発動組合があり地区ごとに活動していたが、共販体制の確立を目的に、当時の理事が組織をまとめて「小発動連合会」を設立した。それ以降、各地区に小発動組合、各地区の代表者によって組織する小発動連合会といった体制になった。

各地区の役員は 2 年任期、連合会の会長・副会長職については、専業漁業者の多い 3 地区から選出されることとなっている。

小発動連合会のおもな活動内容は、漁業操業秩序の形成、違法操業への対応、海難救助などである。イサキ漁業にかかる秩序形成にも取り組んでいる。その意思決定方法は、まず、小発動連合会においてイサキ漁業に関わる議論を行い、各地区の役員が議題を持ち帰る。つぎに、地区ごとに議論をして意見を集約する。そして、その結果を小発動連合会で報告、様々な自主的な規則や活動方針を決定する、というものである。

(2) イサキ漁業にかかる決定事項

小発動連合会では、漁業操業にあたり、いくつかのルールを設定している。

第 1 は、漁場の利用権に関する事項である。小発動連合会ではある漁業者が新たな漁場を開拓した場合、その漁業者が 2 年にわたって優先的に利用できることとし、他船はそこから半径 200m 以内での操業を自粛することとしている。実際には、2 年たった後もほかの漁業者は周辺海域での操業を遠慮する傾向にある。イサキ漁業の釣果は、漁場の選択に左右されることから、漁業者には「漁場は個人の大切な財産である」という考えが根付いている。優先的に利用できる漁業者名（漁船名）が漁場図に明記されており、ほかの漁業者はこれを遵守することが求められる。誰が初めに開拓したのか明確ではない漁場については、1 日ごと、1 年ごとに交替利用する場合もある。その一方で、漁場の利用が権利化され、漁業からの引退時に、漁船とともに漁場の利用権を売却するケースがみられる。漁船を購入した漁業者は、漁場利用の権利を主張することから、漁場利用上の課題のひとつとなっている。また、漁場の利用権を放棄すれば、その漁場の利用をめぐるトラブルになるといった課題も存在する。

第2は、漁船間の距離設定である。イサキ漁業の漁場が十分に開発されていない頃、特定の漁場に漁船が集中し、潮流で漁具が流され、他船のアンカーに絡みつくとという事態が頻発した。また、ある漁業者が集魚した魚群を他者が奪うというケースもみられた。こうしたことから、漁船同士の距離を50m以上保つこととしている。

第3は、撒き餌の使用禁止である。夜間にイサキ釣りをする際、共同漁業権内外にかかわらず、オキアミなど撒き餌の使用を禁止している。撒き餌を使用すると、漁獲効率が上がる一方で、漁獲物の腹が臭くなり商品価値が大きく低下する。共同漁業権海域外において撒き餌の使用を認めた時期もあったが、2年から3年で止めた。これに対して反対意見もあったものの、長崎県の立ち会いのもと、撒き餌の使用禁止で合意した。なお、撒き餌を用いない夜釣りイサキと撒き餌を用いたイサキでは市場価格が異なることから、撒き餌を用いて漁獲されたイサキが水揚げされた場合、共販の際に別に箱立てすることとしている。

第4は、漁獲サイズ制限である。1985年頃から100g以下（体長10cmから13cmほど）のイサキをリリースすることとした。漁協は、100g以下の小型サイズは市場価格が安価であるため荷受けしないと指導した。これを受けて小発動連合会でも協議を行い、100g以下のものは漁獲しないこととした。漁業者によると、ここ4年ほど、100gサイズの魚体は少なく、大型サイズ（250gから400g）の漁獲割合が高まっているとのことであった。

第5は、違法操業への対応である。小値賀島周辺では、旋網や吾智網による違法操業によってもイサキが漁獲されている⁴⁾。小発動連合会では、1月1日から3日、4月10日から11日午前中、8月14日を年間の休業日としているが、こうした休漁日や悪天候時に「パッパ網」と呼ばれる違法操業（水中灯を使用した刺網）を繰り返すものが存在する。また、免許内容に魚種制限（アジ、イワシ、サバ）があるにもかかわらず、イサキを漁獲する旋網船も存在する。さらに、漁場区域を違反した吾智網によるイサキの漁獲もみられる。吾智網はイサキの若齢魚に対する漁獲圧力が一本釣りに比べて高いことも報告されており⁵⁾、違法操業への適切な対応が必要とされる。漁業者によると、「パッパ網」で漁獲されたイサキには、魚体に漁網の模様がついたり、不自然な骨の折れ方をしたりするという。こうしたイサキが市場に大量に揚がると、一本釣りで漁獲されたイサキの価格も下落する。パッパ網は資源状態を悪化させるだけではなく、正規に漁獲されたイサキの価格形成にも悪影響を与える可能性がある。こうしたことから、自主監視船「はやて」と「こしき」を用いて、おもに7月1日から10月30日まで漁場の監視を行っている⁶⁾。監視活動に従事する漁業者は、違法行為を発見次第、長崎県漁業取締室や海上保安部に連絡を入れるが、密漁者は監視船を見張るなど、捕まらないように工夫を凝らしている。また、捜査機関の関係者の話によると、水中灯を使用する現場を押さえることは容易でないことから、その摘発は非常に難しいという。

第6は、光力制限の強化である。長崎県漁業調整規則では、釣り漁業（イカ釣りを除く）に使用できる集魚灯の消費電力を、「対馬市を除く長崎県の最大高潮時海岸線から8海里以内では6kw」と定めている。しかし、宇久小値賀漁協では、水中灯の最大消費電力を4kwと定めるとともに、100g未満のイサキを再放流することとしている。

第7は、イサキの種苗放流である。小値賀・宇久あわせて年間10万尾ほど、イサキの種苗放流を実施している。種苗の購入費用については漁協が負担してきたが、2006年以降は離島漁業再生支援交付金を利用している。

第8は、品質管理の徹底である。小発動連合会では、2007年よりイサキを丁寧に氷締めすることと

した。イサキが大量に水揚げされ、箱立て時に山積み状態になることから、鮮度維持を目的に氷締めを行うこととした。さらに 2015 年より、特大サイズを対象に脱血処理を開始した。協議の段階では、特大と大を対象に実施しようという意見もあったが、処理する尾数が多いことから、その対象は特大のみとなった。市場関係者からは「身持ちが良くなった」との評価を得ており、他産地よりも優先的に取り扱われている。漁業者は今後、その評価が価格へ反映されることを期待している。なお、鮮度が悪かったり、ウロコが剥がれていたりするものは、共同出荷から外して個人売りとしている。品質を重視する姿勢はイサキ以外でも共通しており、例えば、タチウオについては直接触れると跡が残ることから、手袋をして触れるようにしている。さらに、水揚げ後、直ちに長箱へ納めることによって、出荷時の身割れを抑止している。

4) 共同出荷と高鮮度出荷の取り組み

漁業管理の強化は、漁獲努力量や漁獲量を抑制することに等しい。漁業者は、限られた漁獲量から、より多くの経済的利益を確保するため、共同出荷と高鮮度出荷の取り組みを行っている。

(1) 共同出荷

当地区で漁獲されたイサキは、原則として共同出荷される。かつては、漁業集落ごとに漁業会があり、漁業者個人が長崎や平戸にむけて漁獲物を販売してきた。漁業者は「仲買人に魚を買い叩かれた経験がある」と感じており、小値賀島内の漁協がひとつにまとまった 1959 年以降、漁協は「仲買人から買い叩かれないよう」共同出荷を開始した。1964 年には荷捌き施設や冷蔵庫が完成、インフラの整備も進展した（2002 年、新たな荷捌き施設を整備）。

現在の出荷方法はつぎの通りである。まず、漁業者はイサキを漁港まで活かして持ち帰り、水揚げ時に活け締めした後、氷水で冷やしこむ。その後、サイズによって「ヒゲサキ」（～100g）、「マメ」（100～150g）、「小」（150～250g）、「中」（250～400g）、「大」（400～500g）、「特大」（500g～1kg）に分類する。なお、特大サイズについては、別途、脱血処理を施す。

その後の箱立てでは、「1 箱 3kg」としており、100g から 140g サイズ 10 尾×3 段、150g から 240g サイズ 6～7 尾×3 段、240g から 390g サイズ 9～12 尾、400g サイズ 7～8 尾、500g サイズ 6 尾のように並べる。その際、殺菌海水を用いるなどの工夫を凝らしている。

その後、漁協保有の運搬船で佐世保まで輸送する。佐世保からのおもな出荷先は、福岡や佐世保の市場、長崎県漁連による大阪・京都出荷、長崎県漁連による東京出荷、である。出荷量の割合はおおよそ、関西地方 60～70%、関東地方 10～20%、福岡・佐世保など 20%である。最も人気のあるサイズは 240g 前後であり、上述した出荷先のほか、熊本魚市や熊本県内の旅館などからも引き合いが強い。一方、百貨店などを中心にテナント出店する鮮魚店からは、より大型サイズを求められることが多い。

共同出荷であることから、販売代金は各自の出荷重量で計算される。代金は手数料などを差し引いて、個人の口座に振り込まれる。なお、漁協は活魚トラックを用いた輸送も行っていたが、輸送中にイサキが擦れることから、現在の出荷形態となった。

共同出荷のメリットとして、第 1 に、サイズごとにロットが揃う点が挙げられる。漁業者が共同で箱立てを行えば、ひと箱あたりのサイズや尾数が揃うため、仲買人も入札しやすいようである。個人で行えば、サイズごとのロットがまとまらないうえ、箱に満載できずに輸送費用や梱包費用が割高になる可能性もある。第 2 は、操業時間の確保である。共同出荷に切り替えたことで、それぞれが輸送や販売に

費やしていた時間を漁業操業に充てることが可能になった。第3は、体力的負担の軽減である。個人出荷時は、漁獲後に本土まで輸送することが必要であったが、共同出荷をすればこうした労働は不要である。共同出荷には経費がかかるものの、個人出荷時と比較しても、手取りの単価はほとんど同じである。こうしたことから、操業時間を長くとれ、体力的な負担も軽い共同出荷が続いている。

(2) 高鮮度出荷

1999年より長崎県の事業を活用してイサキのブランド化の取り組みを実施している。イサキを量販店などに持ち込んだところ「イサキは撒き餌を使用して漁獲されており、刺身で食べられるのか」といった疑問符をつけられたこともあった。漁協では、夜間の釣行時に撒き餌を使用しないこと、ウロコの状態がよいことなどの条件を満たしたものを「値賀咲」と命名して出荷するようになった。価格の差別化は実現できていないものの、他産地よりも優先して取り引きされるようになった。例えば、小値賀漁協の「値賀咲」は相対や先取りで完売するが、宇久漁協のイサキは売れ残るという状況もみられた。こうしたことから宇久漁協では氷締めを取り組みを開始し、品質の向上に努めた。

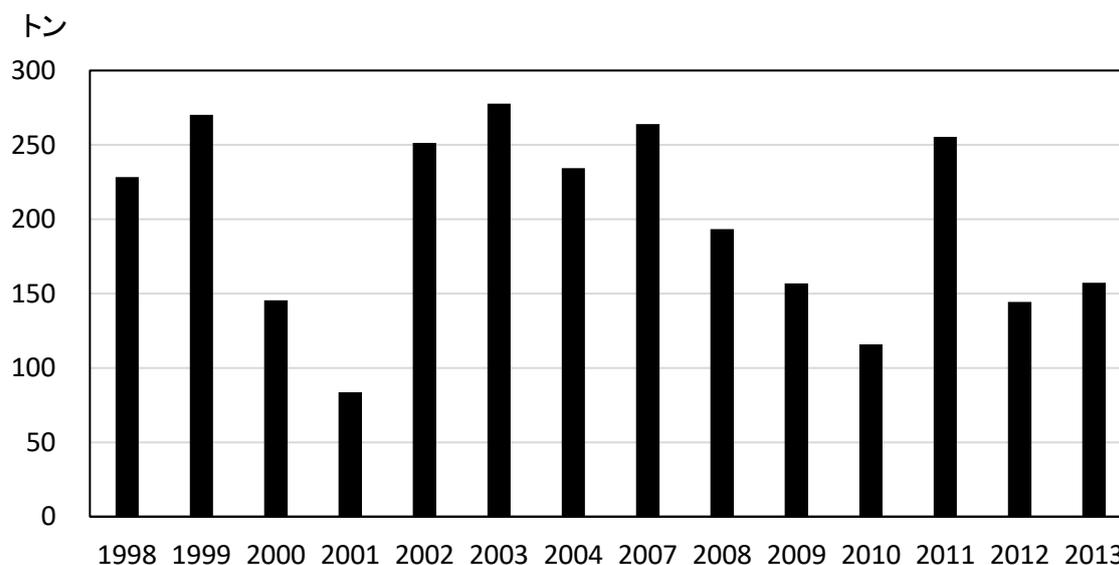
2006年に漁協が合併したことから、宇久と小値賀で漁獲されたイサキを「値賀咲」として出荷するとともに、2007年より小値賀の漁業者も氷締めを取り組みを開始した。漁港まで活かして持ち帰り、その後生き締めし、氷水で20分ほど締めて共同出荷している。

さらに2015年より、特大サイズを対象に脱血処理を開始した。鮮度劣化を防ぎ、高値販売を目指した取り組みである。ただし、脱血処理には手間がかかることから、対象を特大サイズのみに絞っている。

(3) 漁獲量・漁獲金額・単価の推移

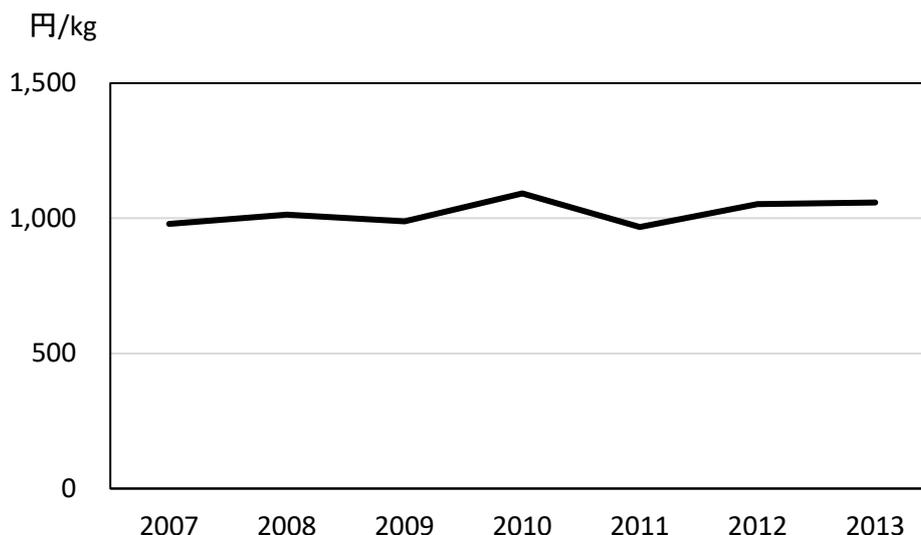
このようにして出荷されるイサキの年間漁獲量（小値賀本所）は、150トンから250トンで推移している（図3参照）。平均単価は968円/kgから1,062円/kgで推移している。漁獲量の多寡にかかわらず、価格は非常に安定的に推移していることが特徴である（図4参照）。

図3 イサキ漁獲量の推移（本所）



資料：業務報告書

図4 イサキ単価の推移



資料：業務報告書

5) 漁業管理の成果と課題

100g以下の再放流、光力制限の強化などの取り組みによって、漁獲量は安定的に推移している。また、高鮮度出荷の取り組みによってイサキの品質が安定し、取引価格も安定的に推移している。ただし、いくつか課題も存在する。

第1は、漁業者の引退に伴う「空き漁場」の発生である。小発動連合会は、漁場の開拓者に対して2年間の優先的要件を付与してきた。実際には、その後も漁場の開拓者が当該漁場を優先的に利用する慣行が作りあげられてきた。そして、優良漁場は「個人の財産化」しており、漁船などとともにやりとりされてきた。しかし、イサキ漁業に従事する漁業者の高齢化がすすみ、利用頻度の落ちる漁場もみられるようになった。なかには、個人の権利関係だけ残っており、誰にも利用されない漁場も存在する。今後も、漁業者の減少と引退が続くことから、漁業から引退したら漁場の利用権を保有・継続させないといった対応も必要であるとの意見も出されている。漁業者数が多いときは、こうした漁場利用慣行は、開拓者の経済的利益を確保するだけでなく、漁場利用をめぐるコンフリクトを抑制する機能を有していた。しかし、漁業者減少の状況下では、権利関係だけ残存し、結果的に資源や漁場の適正利用を損なうことも考えられる。それは小値賀町の漁業にとってマイナスに作用する可能性もある。

第2は、違法採捕への対応である。小値賀周辺海域では、地元の漁業者が操業していない時期（小発動連合会で決めた休漁日）や悪天候時に「パッパ網」と呼ばれる違法操業を繰り返すものが存在する。また、免許内容に魚種制限（アジ、イワシ、サバ）があるにもかかわらず、イサキを漁獲する旋網船も存在する。さらに、漁場区域を違反した吾智網によるイサキの漁獲もみられる。小値賀の漁業者は、こうした違法行為を発見次第、長崎県漁業取締室や海上保安部に連絡を入れるものの、密漁者は監視船を見張るなど捕まらないように工夫を凝らしており、事態の解消には至っていない。また、違法操業を行った旋網船やパッパ網船の漁網が根に引っかかり、漁場として機能しなくなるケースも散見される。これらの漁網を撤去するのは容易ではなく、漁場を失ってしまうケースが複数、発生している。これらの行為は、当地区の漁業者の努力を水泡に帰す可能性がある。

4. おわりに

以上、長崎県小値賀町におけるイサキ漁業管理についてみてきた。漁船漁業者の組織である小発動連合会によって、漁場の利用権や漁船間の距離、違法操業への対応が行われ、数多くの漁業者が限られた漁場をトラブルなく利用できる体制が構築されてきた。また、漁獲サイズの制限、光力制限の強化、種苗放流の実施などにより、資源利用の持続性の確保が目指されてきた。そして、旋網の使用禁止やメカの徹底などを通じて、限られた漁獲量からより多くの経済的利益の確保が目指されてきた。漁獲努力量の抑制と高付加価値出荷の取り組みは、我が国における漁業管理の典型的なパターンである。こうした取り組みもあり、イサキの漁獲量は安定的に推移してきた。

しかし、漁業者の高齢化と減少によって、漁場の利用方式は再検討が求められていることが明らかになった。高まる漁獲圧力や漁業者間の漁場利用を調整するという視点だけではなく、残存する漁業者へ漁場や資源をいかに再配分して生産力の維持を図るのか、さらには、余裕のある漁場や資源を活かした次世代漁業者の育成、といった視点からの漁場・資源利用の調整の必要性が高まりつつあるものと考えらる。

付記

本研究は、平成 26 年度資源管理計画等の推進体制整備・普及啓発事業（全国漁業協同組合連合会）によるものであり、著者が 2015 年 3 月に執筆した「イサキ資源管理の現状と展望：和歌山県田辺市・長崎県小値賀町を事例に」『平成 26 年度・資源管理計画等の推進体制整備・普及啓発事業報告書』（全漁連）3～42 頁を再編成したものである。

参考資料

1. 工藤貴史（2015 年）「高齢漁業者の 10 年：沿岸漁村における漁業者高齢化の実態とその諸相」、山下東子編著『漁業者高齢化と十年後の漁村』（北斗書房）155 頁～181 頁
2. 佐藤哲（2015 年）「資源自然管理と生産者」『環境を担う人と組織』（岩波書店）55 頁～75 頁
3. 長崎県（2015 年）「長崎県資源管理指針」
4. 長崎県（2015 年）「長崎県宇久小値賀漁協におけるイサキ一本釣り漁業の資源管理計画」
5. 宇久小値賀漁協（2014 年）「業務報告書」
6. 長崎県（2013 年）「ながさきのさかな！さがさきの水産業！」
7. 長崎県（2013 年）「県北のおさかな」
8. 鳥居享司（2006 年）「長崎県小値賀町漁協における密漁対策の実態」『密漁防止対策に関する現地実態調査報告書』（全漁連）、33～44 頁
9. 小値賀町漁協（2002 年）「小値賀町漁業協同組合設立 50 周年記念」
10. 森川晃、関山博史、岡本明（1994 年）「五島列島北部海域におけるイサキの漁獲量と年齢組成」、長崎県総合水産試験場、第 20 号、41～46 頁
11. 川口和宏、池田義弘（1992 年）「平戸島西海域におけるイサキの分布と年齢組成」、長崎県総合水産試験場、第 18 号、1～8 頁
12. 鳥居享司（2017 年）「イセエビ漁業管理の担い手と展望：三重県志摩市和具・志島地区を事例に」『平成 28 年度・資源管理計画等の推進体制整備・普及啓発事業報告書』（全漁連）3～34 頁

脚注

- 1) 鳥居享司（2018）「大阪湾におけるイカナゴ・シラス船曳網漁業管理の現段階：科学的知見と入札情報・IT技術の活用」『平成29年度・資源管理計画等の推進体制整備・普及啓発事業報告書』（全漁連）
- 2) 鳥居享司（2017年）「イセエビ漁業管理の担い手と展望：三重県志摩市和具・志島地区を事例に」『平成28年度・資源管理計画等の推進体制整備・普及啓発事業報告書』（全漁連）3～34頁
- 3) 長崎県資源管理指針（2015年）による。
- 4) 鳥居享司（2006）「長崎県小値賀町漁協における密漁対策の実態」『密漁防止対策に関する現地実態調査報告書』（全漁連）33～44頁
- 5) 森川晃、関山博史、岡本明（1994年）「五島列島北部海域におけるイサキの漁獲量と年齢組成」、長崎県総合水産試験場、第20号、41～46頁
- 6) かつては、アワビの密漁が横行していたことから、アワビ漁獲金額の一部を漁場監視に充てていたが、現在は離島漁業再生支援交付金などを活用している。
- 7) ただし、100g以下のイサキは再放流することとしているので、「ヒゲサキ」の範疇に入るイサキは水揚げされない。